

＜日本史探究②＞ 律令体制④ 教科書: P.40~P.41

⑨ 農民の負担

① 農民には多くの税が課された。田地にかかる税として、(1.)があり、収穫の約(2.)%にあたる(3.)(田1段につき)が(4.)に蓄えられた。
→ 1を徴収するために(5.)を6年ごとに作成& 1は(6.)が管理

② おもに(7.)[8. 歳~60歳の男性]に課された(9.)は、絹・糸・綿布などの諸国の(10.)を、同じく(11.)は年(12.)日の都での労役、つまり(13.)の代わりに麻の(14.)2丈6尺を(15.)に納めるもので、政府の重要な財源となった。
→ 9・11を徴収するための台帳である(16.)を(17.)作成

&
9・11を都まで運ぶ(18.)の義務アリ!

&
9・11などに付けられた納入者を示す荷札を(19.)といふ。

③ 年間(20.)日を(21.)のもとで土木工事などに従事する(22.)、国家が春に稲を貸し付け秋に利息[利稻]^{リヒウ}と共に返済させる(23.)、凶作に備えて(24.)を蓄えておく(25.)、50戸[1里]につき2人の7が都で3年間の労役を行う(26.)があった。

＜公民の税負担のまとめ＞

区分	(7.) (27.)歳	(28.) (29.)歳	(30.) (31.)歳
租	田1段につき(3.)[収穫量の約(2.)%]、土地税、(4.)税		
調	絹・布などの地域の特産品、(15.)の税	7の(32.)	7の(33.)
庸	歳役10日に代え布2丈6尺、(15.)の税	7の(34.)	(35.)
雜徭	地方での年60日の労役、(36.)税	7の(37.)	7の(38.)
出舉	(39.)の利息は(40.)割、(41.)の利息は(42.)割、(43.)財源		
義倉	凶作のために、毎年粟を納める		
仕丁	50戸から2人の7が都での3年間の労役		
兵役	7の3人から1人の割合で兵士となり、諸国の(44.)で訓練を受ける → (45.)間都を警備する(46.) (47.)間九州を防備する(48.)につく		* 48は、武器・食料は自腹 (49.)の兵士が選出 → 負担④

10 律令制度の史料

出典の『50.

』は「養老令」についての注釈書

〔戸令〕

凡そ戸は、(51.)戸を以て(52.)と為せ。(52.)毎に長一人置け。

凡そ(53.)を造らむことは、年毎に…具に家口・年紀を記せ。

凡そ(54.)は、(55.)年に一たび造れ。

凡そ(54.)は恒に(56.)を留めよ。其遠き者は次に依りて除け。

(近江の(57.)の(58.)の年の籍は除かざれ)

〔田令〕

凡そ田は長さ卅歩、広さ十二歩を(59.)と為よ。(60.)を町と為よ。59の(61.)稻(62.)、町の(61.)稻廿二束。

凡そ(63.)を給はむこと、男に(64.)。女は(65.)を減せよ。

(66.)年以下には給はざれ。

凡そ田は(67.)年に一たび班へ。神田・寺田は此の限りに在らず。

凡そ諸国の(68.)は、皆(69.)郷土の估価に隨ひて(70.)せよ。

〔賦役令〕

凡そ(71.)の絹・絶・糸・綿・布は、並びに郷土の出す戸所に隨へ。

凡そ(72.)の(73.)は(74.)日。若し(75.)を取るべくんば、布(76.)。…

凡そ令条の外の(77.)は、人毎に均しく使へ。總て(78.)日を過ぐると得。

〔軍防令〕

凡そ兵士の上番せむは、京に向はむは(79.)。防に向はむは(80.)。行程を計へず。(往復の日数はこれに含まれない。)

凡そ兵士の京に向ふをば、(81.)と名づく。…辺を守るをば(82.)と名づ。

問(1)租庸調のうち、地方の財源は(A)、中央の財源は(B)である。

A=[] B=[] C=[] D=[]

問(2)庸・調を中央まで運ぶ人夫を(C)、各國の兵士の集団を(D)といふ。